

入院される方へ

『マイナ保険証』または『限度額適用認定証』の利用で

入院時窓口負担額が軽減されます

『マイナ保険証』もしくは事前に保険者に申請をして交付を受けた『限度額適用認定証』を医療機関窓口に掲示することで、保険診療分の支払いが下表の自己負担限度額までとなります。

※ 限度額適用認定証を利用される場合は、入退院窓口にご提示頂いた月からの適用になります。
早めの申請・ご提出をお願いいたします。

70歳未満の方

対象者(70歳未満)		自己負担限度額 ※1	入院時食事代
区分ア	健保:標準報酬月額83万円以上 国保:年間所得901万円超	$252,600 + (\text{医療費} - 842,000) \times 1\%$	1食 510円
区分イ	健保:同53万円～79万円 国保:同600万円～901万円	$167,400 + (\text{医療費} - 558,000) \times 1\%$	
区分ウ	健保:同28万円～50万円 国保:同210万円～600万円	$80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$	
区分エ	健保:同26万円以下 国保:同210万円以下	57,600	
区分オ	(住民税非課税)	35,400	1食 240円

70歳以上の方

対象者(70歳以上)		自己負担限度額 ※1	入院時食事代
現役並所得者Ⅲ	標準報酬月額83万円以上/ 課税所得690万円以上	$252,600 + (\text{医療費} - 842,000) \times 1\%$	1食 510円
現役並所得者Ⅱ	標準報酬月額53万円～79万円 課税所得380万円以上	$167,400 + (\text{医療費} - 558,000) \times 1\%$	
現役並所得者Ⅰ	標準報酬月額28万円～50万円 課税所得145万円以上	$80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$	
一般	標準報酬月額26万円以下/ 課税所得145万円未満	57,600	
低所得者Ⅱ	住民税非課税	24,600	1食 240円
低所得者Ⅰ	住民税非課税(所得一定以下)	15,000	1食 110円

※1 自己負担限度額には、特別室料金、食事代、保険適用外の診療費(予防接種代等)、および諸雑費(おむつ代等)は含まれません。別にお支払いが必要です。なお、自己負担限度額は1ヶ月ごとの金額となります。

- 限度額適用認定証は申請した月の1日から有効となりますが、前月に遡ってのご使用はできませんので、早めの申請・ご提示をお願い致します。
- 申請方法・交付条件についてはお持ちの保険証の保険者(国保→市町村、社保→勤務先の健康保険担当者、全国健康保険協会の各支部 等)へお問い合わせください。
- 交付を受けた場合は、必ず入退院受付窓口にて提示をお願い致します。